

○厚生労働省告示第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十三条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成十二年厚生省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額
第一号中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に、「又はこれに相当するサービス」を「若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス」に改め、同号中ホをへとし、イからニまでを口からホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 経過的要介護 六千百五十単位

第二号を次のように改める。

二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受けける介護予防サービス若しくはこれに相当する

サービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

イ 要支援一 四千九百七十単位

ロ 要支援二 一万四百単位

備考中「又は居宅支援サービス費」を「若しくは地域密着型介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは地域密着型介護予防サービス費」に、「。以下「指定居宅サービス費用算定基準」」を「」及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）（以下「指定居宅サービス費用算定基準等」）に、「又是特例居宅支援サービス費」を「若しくは特例地域密着型介護サービス費又は特例介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費」に、「指定居宅サービス費用算定基準」を「指定居宅サービス費用算定基準等」に改める。